

第 7 回 定 例 総 会 議 事 錄

期 日

令和 6 年 2 月 14 日 開会
令和 6 年 2 月 14 日 閉会

米沢市農業委員会

令和6年2月14日（水）午後2時30分 米沢市農業委員会第7回定例総会を米沢市役所庁議室303会議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 小関善隆 委員	9番 高山吉典 委員	16番 相田市三郎 委員
2番 我彦正福 委員	10番 遠藤伊一 委員	17番 伊藤俊浩 委員
3番 山王堂民榮 委員	11番 江口益美 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 佐藤政和 委員	12番 橋本政美 委員	19番 桐澤林右衛門 委員
5番 宮崎雅文 委員	13番 古畑功一 委員	
6番 木村彰博 委員	14番 佐藤利夫 委員	
8番 橋渡由美 委員	15番 長谷部吉雄 委員	

欠席通告委員（1名）

7番 鈴木和義 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局長	小田浩昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根津正孝
農地主査	宮原功
主査	瀧口圭史
主任	金子菜々
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第 1 号	非農地証明の報告について
議第 1 号	農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について
議第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議第 3 号	農用地利用集積計画について
議第 4 号	贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について

2. その他

開 会 午後2時30分

根津補佐 それでは、これより第7回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を8番 横渡由美委員のご発声にてよろしくお願ひいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 皆さん、大変今日はご苦労さまでございます。
定期総会と続きますのでスムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思います。

先頃、置農委の会議があり会長、会長職務代理者、そして事務局長が出席しました。その中で米沢市からの議題として、地域計画の進行状況を各市町から教えていただいたところです。各市町でそれぞの進行状況聞いたわけですが、進んでいるところ、進んでいないところ様々のようです。進んでいるところについては、地図を作成しているという状況のようあります。まだのところは意向調査してそこまで進んでいないわけですが、地区によってはこの進め方について、農政課、農業委員会、土地改良あるいはJAとどういう進め方でいくのかということの話合い持ったというところもあります。米沢ではそこまでも進んでいないため、そういうことも必要なのではと思ったところです。

地図についても作成、米沢の場合作成されない、事情というか地図作成できない。計画によりますと2月、3月に意向調査の結果を受けて集落の話合いを進めていき、11月頃にはその地図作成も終わって3月に向けた取組をするという日程は作っておりますが、話合いの場をどうしていくかがひとつ大きな課題だと思ったところです。

今日の天気のように暖冬ということで、春の4月のような気候ということで、本格的に水不足になるのではと心配もしているところであります。小国に行ってきましたが、ここと似たような雪しかなく、小玉川でかまくら造つておるんですが、かまくらは造ったけど積雪は60センチくらいしかないというような除雪する人の仕事もないと言っておりました。ということありますので、とにかく地域計画ということを皆さん頭に入れながら今後も進めていただきたいなと思います。

今日は大変ご苦労さまでございます。

根津補佐 ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進

行をお願いいたします。

議長

それでは、議事進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、7番 鈴木和義委員の1名で、19名中18名の出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第7回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、14番 佐藤利夫委員、15番 長谷部吉雄委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はございません。

議長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号49号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畠のみ1筆 132.00m²です。

受理番号49号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畠から宅地への転用です。転用年月日は、昭和52年頃です。申請理由は、昭和52年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、報告事案でありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議長

宮原農地主査。

宮原主査

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知につ

いて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号43号から49号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田38筆 47, 753.00m²、畠3筆 445.00m²、合計41筆 48, 198.00m²です。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号57号から59号の計3件です。申請人及び土地の表示等につい

ては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ8筆 5, 274.00 m²です。

受理番号57号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号58号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号59号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための贈与です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号57号から59号を上程いたします。

2番 (我彦正福委員 挙手)

議長 2番。

2番 我彦です。議案第2号、受理番号57番について、調査結果を報告いたします。

農地を売買する申請です。申請人、土地の表示は議案書記載のとおりです。調査は2月4日に渡人の○さんと受人の△△さんにお会いしてお話を聞きました。申請地は、○○○○より△△に500メートルくらい行ったところに位置しています。今回、○さんは農地を全部売りたいということでした。今回は元農業委員の○○○○さんに買ってもらうことになったんですが、台帳を取ったらその中の一部8, 549 m²のうち155 m²が今回受人の△△△△さんのところに農地があったということで、今回その農地を△△△△さんが以前からもう30年も作ったんですが、今回買うことになったということで、これからも継続して農業やっていくというということで問題ないかと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議長 では58号について。

14番 (佐藤利夫委員 挙手)

議長 佐藤委員。

14番 佐藤です。議案第2号の受理番号58号につきまして、調査結果をご報告申し上げます。土地を売買する申請であります。

渡人、受人関係、土地の表示につきましては議案書のとおりでございます。

1月31日に受人である○○○○さんに電話で確認したところ、間違いなく△△さんから買うということで、今まで△△さんの農地をお父さんの△△△△さんが作っておったんですが、去年、経営移譲し○○さんが譲り受けたので、今回同時に土地を購入することになったようです。

2月2日にも渡人である△△さんに電話で確認しております。この案件につきましても、何ら問題ない案件かと思ひますので、皆様のご承認をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

以上です。

議長 それでは59号。

12番 (橋本政美委員 挙手)

議長 12番 橋本政美委員。

12番 59号は58号と同一の受け手の人であります、場所は○○○○の南側の土地になります、贈与となっていますが、本人とは全然血縁関係はありません。△△行政書士と話しまして、何ら問題はないように思われます。

よろしくご審議のほどお願ひします。

議長 それでは、ただいまの受理番号57号から59号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号57号から59号について許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号1号から27号の計27件です。内訳は売買による所有権移転が3件、新規の貸借権の設定が12件、貸借権の再設定が12件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田180筆 258, 147. 20m²、畑16筆 15, 550. 00m²、合計196筆 273, 697. 20m²です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきまし

ては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきま

しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 20 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 21 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 22 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 23 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 24 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 25 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 26 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号 27 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号 1 号、27 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第 3 号 農用地利用集積計画については、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第 4 号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号 1 号の 1 件となります。申請人及び土地の表示等については記載

のとおりです。

受理番号1号 申請人 米沢市〇〇〇〇 △△△△、贈与者 〇〇、贈与年月日 昭和53年10月30日。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

18番 (鈴木晃子委員 挙手)

議長 鈴木委員。

18番 鈴木です。この件に関して、〇〇〇〇さんのご自宅に1月31日にお伺いしまして、ご本人様にお話を聞きしてまいりました。

令和3年2月16日から令和6年2月14日までの対象期間中に、対象地にて農業を行っていたかの確認をしましたところ間違いなく農業をしておりましたということでしたので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順に2名の委員の方から発言をいただきたいと思います。今回は、11番並びに12番の2人となりますので、初めに11番 江口益美委員にお願いいたします。

11番 江口です。私からは先ほど会長から冒頭の挨拶がありました地域づくり、地域計画ということで農業経営基盤強化促進法というところの未来予想図10年に向けた地域づくりというような地域の計画ということで、今それに基づきながら市では振興組合長を通しながらアンケートを取りまとめているところであります。地域農業ということで私も振興組合長をやっておりますので、私は〇〇町内ですが、その中でいろんな方々とお話をしながら、アンケートを集めてきたところであります。その中で地域の農業も大分高齢化になってきて、後継者も不足している非常に困惑をしている中での状況で

大変だというお話を聞いたところであります。農業経営基盤強化ということで農地の集積というが、今国でもそういった後継者いないという中で地図を10年後を見据えながら、それを取り組むということで先ほど話があったわけでありますそれをやっていかなければならぬということですが、本當なら農業所得の向上あるいは一つは肥料の資材高騰の中で高止まりだという中で、それに反映したような農産物の価格などのことも含めながら、また、都市近郊の農業や雪の降らないところ、そして私たちのように雪国の農業のところではそういった作物についての作付などの反映をする施策が必要だという、国にもそういった要望しながらその地域計画をつくりに当たってもらうということができれば、反映できるのかなと思っております。農家は20年後にはこのままだと農家戸数が4分の1になると予測されている中で、政府は今、農政憲法と位置づけられております食料農業農村基本法を本格的に改正を行うとしておりますが、この国から農家が少なくなることを考えますと、食料はもとより国の環境保全も本当に危惧されると思います。これは本当に人ごとではないなと思っております。

夕食時にうちの23歳になる孫に若者が何で農業やらないと思うかと、ビール酌み交わしながら聞きました。ちなみに孫は農業をしておりません。答えは率直に儲からない、機械代に追われる、若者には魅力ない等と言われて、ちょっとショックを受けたところがありました。所得の向上があれば農業を継ぐ気が出て後継者が育ってくるんじゃないかと思っております。食糧農業基本法の見直しは国民一人一人の食料安全保障を考えると宣言しておきながら、いつの間にかこの議論は不足時における安全保障にすり替わっているような議論が取り交わされている気がします。有事に輸入とか見ては食料は本当に安全に伝わっていくのかなと思っております。2月11日の新聞で、地域計画で受け手がいないところの農地集約の奨励金の対象拡大という記事がありました。政府はそんなことやっておるようですが、担い手がいない普通の農地を1か所にまとめた場合、10アール当たり5,000円から1万5,000円の奨励金を出すということで、政府は早い者勝ち、今まで水張り減反もそうでした。最初は17万を出しながら、今度は財政が何か言うと14万というところで、政府はそういったもので早い者勝ちだなんというような、この政策についても早くやった者についてはこういうの出すというような、だから何か農家はそれに躍らせながら何か本当に現場は苦労しながらやっておるところであります。本当に政府はそういった施策についてもっと現場を本当に見ながら、我々も要望しながら農家の在り方をもっと分かってもらいながら進めたいというふうに私も思い、遠藤委員も前回そういった発言をしたとおりであります。私もそういった思いがないと、な

かなか農家が前の見えるような農政ができていないと思いますので、できればこういう話をしながらやつていきたいものだなと思っております。取り留めのないようなことを話しまして、以上私の発言とさせていただきます。

議長 ありがとうございました。続いて、12番 橋本政美委員お願いします。

12番 やつと農業を始めて、まだそれでもサラリーマンのほうがまだ長いような状態です。

大体去年の数字が出てきたものだから、一応言ってみたいと思います。米が1キロ当たり185円です。ちなみに去年が195円でした。今年度はキロ当たりマイナス10円になりました。一方、キュウリなんですが、キロ当たり去年は高騰しまして、353円です。その前の年、令和4年が326円、その前が380円、かなりの差がありますが、前回は大雨によって駄目でしたね。去年が雨と高温による根腐れが起きました、かなりのダウンですね。大体金額にして42万ほど下がりました。それで、経費を削減するという意味でもコストコの燃料を使っています、今。灯油が97円、ガソリンが155円、軽油が128円、一応去年の免税軽油、あれよりも安いです。ただ場所が遠いので大体42キロぐらいありました。ただ、ハイブリッドだと1.5リットルくらいかな、そのくらいで行って帰ってこれますので、十分に割に合うかなという気はします。

まだ一つの手なんですが、あともう一つ、今回しているんですが、〇〇で何かバザールというか産業機械の展示をしていたようなんです。そこでマッスルスーツ、介護用の商品ですが、実際問題、着けて米を積むんですね。どうしても色選かけたりすると2回通さなくちゃいけないときがあるので、そのときにこれ使ってすると、1パレット約42俵、大体30分で積めます。何も着けないで一番上までは上げられません。これ何とか市とかで補助出るようにならないものかなと思います。ちなみに金額が12万しますので、何とか考えてもらいたいと思います。

以上です。

議長 それでは、ただいまお2人の方からご意見いただいたわけでありますが、皆さんからこれについて何か関連した意見とか質問とかあれば。

5番 (宮崎雅文委員 挙手)

議長 5番 宮崎委員。

5番 宮崎です。今、橋本委員よりありましたマッスルスーツの使用についてですが、私も農業新聞ですかね、△△で体験会をしたということで、ぜひ米沢市でもしていただきたいなと思ったところがありました。

よろしくお願ひします。

議長 ほかに何か。伊一委員あたり何かないですか。特に地域計画とかいろいろ

ろ。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議長 遠藤委員。

10番 遠藤です。先月江口委員と同じような考え方で、口を出していこうということで、我々が農業委員としてできる農政活動を何とか前進させたいなということでお話をさせていただきました。やはり来る3月10日でしたっけか、地元の農林副大臣の鈴木議員が来るわけですので、その日を逃してはこれからますます我々の農業者にとってはデメリットのほうが余計にかかるのではないかなと思いますので、この機会ですので、やはり鈴木副大臣にこれから彼らの考える農業とは何ぞやと、着地点というかどのようなビジョンを掲げて我々にそういう農政を出してくるのかということの着地点をはっきり示してもらいたいと思っています。俺らいらないのかいるのか、本当に。どういうふうに考えているのかということが見えないと、これしきあれしきと言われたとしても右往左往するだけですので、江口委員と共にやはりこれからも一生懸命に農政活動に頑張っていきたいと考えておりますので、皆さんもひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長 地域の中で江口委員が言ったように、後継者がなかなかいない状況の中で、今後10年を目指した計画はどうするかというのはなかなか地域や土地を守っていくにはどうするかということでいろいろ考えるところあると思います。農協も将来に向けて後継者いなくなるとだんだんとひどくなってくるのではないかとい思うんですが、その辺について農協から、佐藤政和委員。

4番 確かに農家数が減ることで、ここ十数年、農協の出資金の額が年々1億円くらいずつ減っております。農家の規模は各地域の中で1戸の規模は大きくなっていますが、その反面、農家数が減ってきておるので、農村を構成する方々が少なくなってきおり、かなり危惧をしているのが現状です。

それで、剰余金ということで出資金に代わるということで、資本を充実させながら農協の運営を強化したいということで毎年頑張ってきているわけですが、そのスピードが農協の努力ではなかなか追いつかないというところが地域によってはかなりあるということで、県一本の農協になって合併農協になっているところが数県あります。当の山形県ではどうかというと、まだそこまではしなくても大丈夫だということで、15農協あるわけなんですけれども、その中の組合長の方々の考えはそのように伺っております。ただ、農家、一般の地域の農家の方々はそういうふうな考え方で地域の農業頑張っていこうねという気持ちでは大多数の方々は思っておられますけれども、先頃、県の会議に出たときに、ある農家が今の米の値段が若干上が

っていると、そうすると高いものだから消費を抑えてしまうという考え方の農家も実際いるそうです。

私たちにとっては販売金額高くなるのはそれはいいということですけれども、反面そういう方々がいるということもやはり農家が一枚岩でないという現状もこの間聞いて、驚いたわけですけれども、思い起こせば消費者にそういう農産物を卸して販売をしている方々は消費者の経営先とまでは言わないだろうけれども、そういう消費者の考え方を持っていて、農家、農村を維持していくかなければいけないという考えが希薄だと思うんです。だから、農家、その地域の中での農家の方々が、我々農業委員も指導していきながら、このものをなくせば地域がおかしくなるんだということをもっと大きな声で言って、そして今回の地域計画もそうですけれども、そうでないと地域が持たないんだということを全面に出て、話を進めていかなくちゃならないのではないかなど私個人は思いますけれども、農協としてはそういうふうな部分についても積極的に話合いにリーダーシップを取るとまではいかないかもしれませんけれども、その中については積極的に参入をして話合いを進めていく立場になっていくという気ではおるところでございます。

議 長

なかなか農家戸数が減ってきて、農業者が減ってきてているということが大きな影響を受けてると思います。橋本委員に米の値段については等級が悪かったりすると、極端に単価が安くなったりということがあったり、特に農作物については、市場価格に左右されるものだから、消費者の方にコスト転嫁というのがなかなかできなくて、工業製品と違ってできないという部分あるんですけども、いかに価格転嫁できるような手立てというのは、やはり消費者の方にいろいろ理解してもらうとか、樋渡委員あたり消費者の立場。農家のコストを転嫁した価格というのは安いほどいいというのは消費者だと思うだけれども、どういう考え方か。農業委員の立場もあるんだけれども。

8 番

やはり毎日食べる物なので、野菜は。価格が今よりも上がると消費者は困ると思います。そうなってくるとだんだん加工品というか野菜の無駄とかロスが出ないような冷凍の物とかそれから加工された物に消費者が走っていくというか、そういう物を買うことが多くなっていくと思うので、野菜とか農産品の価格はできれば今と同じでいてほしいと思います。ただ、それだと生産している農家さんが困るというのは分かるので、そこに何というんですか、行政が関わって農家も困らなくて消費者も困らないような助成金とかいろんな手立てを考えてほしいなと思うのが正直なところです。

議 長

今、樋渡さんからそういう意見、やはり消費者は毎日食べる物、高いよりは安いほうがいいというのは当たり前だと思うんだけれども、やはりそういう価格転嫁できないような状態続くと、農業をやって儲からなくなるからね、

農業。やはり赤字になって農業するなんていう人だんだんいなくなるだろうから、やはりそこら辺考えれば、行政というより国の政策として対策とかが必要ではないのかなということ。例えば作ったら数量払いとかいろいろ、検査の場合あるんですけども、野菜とかいろんな農産物についてもそういうのも必要ではないのかなという気がするところです。生産費、肥料高騰あるいは燃油の高騰でかなり影響を及ぼしている。これについては、国の肥料高騰の対策というのがあった。ただ燃料については各電力のほうの元のほうにやっているものだから、元売りの。目に見えて本当にその恩恵を受けているのか受けていないのか分からぬ部分あって、実際に買った値段からこのくらい引きますとか出してくれれば、これは国の補助金ですというのが分かるんだろうけれども、全て元売りと元のところにいって、だから安いと言われてもなかなか実感湧かない気がするんですけども。もう少し何かこのことについて、皆様のほうから。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議長 10番 遠藤委員。

10番 遠藤です。その俺たちが声を出していく方法というのをもう少し、ただ言っていたって分からぬから、テレビ、ラジオ、マスコミ等で本来の農業の姿というものを国民に分かりやすく素早く撮るような形のアピールをしていかないと駄目だと思います。毎日テレビつけると裏金の問題でしょう。毎日あれやっている。それでなくて、日本の農業というのは本当に困るんだということでNHKで特集で取り上げてもらう場合もあるんだけれども、民放の電波も使って。昔はよく東京に行って、後ろ旗上げてわーっと言うと民放でも大体来て、米価がどうだと言って国民が言えるわけだけれども、今はとんでもないからね。だから農協さんともタイアップでいろいろ頑張ってもらって、ヨーロッパみたいにトラクター乗ってストしろ、デモしろというようなことではないんだけれども、それに近いようなものを声を出していく、口に入れる物はコストがこのくらいかかるし、消費者には安いものを供給したいという気持ちもあるんだけれども、職業としてはもうからない職業だから、そのもうからない部分は戸別補償しろというような。昔の農林省の務めていた議員が、戸別補償をやってくれた。ああいう方式をもう一度やはり国民に納得、理解してもらうような電波を使って流すというのも一つかなと思っていたのよ。だから小学校の教科書20年くらい前に農業というのはこういうもので大変だから、米作りというのはこうだという学習要綱の中に入れて幼稚園とか小さいときからこれずっと持つていかないと理解してもらえないのではないかということがあるもので、もう少し原点ではないんだけれども、我々の本音をもうちょっと分かりやすくマスコミに取り上げてもらうよ

うにするといいのかなと思うし、農業というのは本当に出てこないもんね、もう。専門誌、農業新聞とか共済新聞とか全国農業新聞には書かれるけれども、これ一般の人大体見ていないから。俺らは農業新聞見てわーっと情報を得るけれども、やはりその産業新聞というのはその人しか見ないから、やはり全国版とかそういうのPRするのをもう一回農協の昔あった中央会の方々にもうちょっと頑張っていただいてやっていくのがいいのかなと思うんだけども、10年待ってろなんと言っても待っていられないし、明日ひどいのだから、その明日ひどいのを訴えていくしかないかなと思っていたもので。ぜひ今度ある懇談会のときにやはり少し強めに言っていって、俺たち訴えられるのは1票しかないもので、その1票というのひっくり返した歴史もあるわけだから、そういうことをもう少し積極的にやっていったらいいのではないかなど、そうすれば魅力ある農業だし後継者も出てくるのかなと思いますので、以上、つまらないことで申し訳ないけれども。

議長

食管制度あったときは上京してデモしたりいろんな場面でマスコミに取り上げられたり、いろいろあってまだまだ国民の関心というのはあったようだけれども、それやめてから国民の関心は農政運動していたこと自体がちょっと国民の方があんまり分からなくなっている気がしたようあります。ちょっと話変わると思うんだけれども、今日の山形新聞、2面の上のほうに地域計画についてのことで記事見たのよ。その各市町村作らなければいけないんだけれども、それぞれの地域によって進行度合いへの差があるんだということ書かれていて、そして先行しているところについては地図の作成なり終わったところもあるんだと。その活動の事例を今度の16日の〇〇の△△だけ、そこで関係者を集めてセミナーを開催するということで、やはり新聞の2面に出るということは、山形県としては結構行政が全部知らないものだから、結構大事なものだと捉えているような一つの証ではないかなと思ったところです。16日、あれ何人行くんだっけ、3人しか行かないんだっけ。（「5人です」の声あり）5人か。（「委員5人と事務局3人です」の声あり）では農業委員会からは私と佐藤政和委員と遠藤耕一推進委員が〇〇からまずしなければならないものだと自分で見ないと分からないべということだったもんだから。（「樋渡委員と晃子委員が」の声あり）樋渡委員と晃子委員。今5人ということで、まずどうということで取り組んでいるかという事例発表ですよね。これから参考になると思いますので、行ってきたいと思います。いいですか。

4番

佐藤です。ちなみにこの間会議があったそうですけれども、一番進んでいるのが△△ですか。地図作成しているというふうな。

小田局長

私も出席してまいりました。△△は関係部署と勉強会を始めたところで、

講師の方からは非常に遅れているという話をされたので、△△ではないと思
います。○○のほうが進んでいるのではないかというところです。

以上です。

議 長

小田局長

高畠も地図終わったと言っていたね。

農政課長と農業委員会が兼任しているところは進むと。どちらの課長もや
っているので、そのほうが早いんだということでした。

議 長

農政課と農業委員会が同じ部署であるんだよ。それぞれ担当しているもの
が、一緒になってやっているというところがやはり進んでいるようですし、
さっき言ったとおりに、△△だと農政課と農業委員会とあるいは関係する土
地改良とかだつていろいろ名前挙がっていたんだけれども、まだ一堂に会し
てどういう進め方していくかという話も全然ないもんね。だからやはりそ
ういうことも必要だと思うのよ、それぞの。だから農政課あたりに言ってみ
んなに関心持ってもらって、一緒になって作っていくのがいいかと思います
けれども、あんまりすると農業委員会がしろなんて言われると駄目なんだ。
あくまでも農政課が主体となってやっていくと、そこに農業委員会は地図の
作成なりというのを役割として持っていくということでありますので、やは
り各地区の例えばここ、人・農地プランの策定期とあるわけで、その中に各
集落が入っていると、どこの範囲で話をするか、ここが各地区で話合いを
していくのか、いいというところについては大きいところ、だけれどもそうで
はなくともう少し字単位とか集落単位で一回お話をしなければということで
出てくるから、そこら辺は各地域の実情と合わせていいと思うんだけれども、
そのことについてもやはり農政課だけでなくて、農業委員会も入りながら一
緒に進めていくべきではないのかなと思います。やはり旧市内の方は地元に
あまり農地がなくて、周りに点在しているというようなことであれば、そこ
に入ってそういう話もしていかなければ。そういうことも含めて何回も話して
みますけれども、やはり一緒になりながら進めていくと。その進め方につ
いてもどういう進め方したらいいのかということも、ただ集まってくれと言
って何にも分からぬいでただ進めてくださいなんと言っても駄目だろうから、
どういう関わり方をしていくのか、どういう進め方をするのかということに
についても、やはりもう少し煮詰めていかなければならぬと思いますので、
その辺についても農政課と話をしたいと思います。

時間も時間でありますので、皆さんなければ、いいですか、これで。

それではその他を終了して、以上で本日の第7回米沢市農業委員会定例総
会を閉会いたします。

閉 会

午後3時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年2月14日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

佐藤 利夫

議事録署名委員

長谷部 吉雄